



愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年4月1日木曜日 第193号外2

◇ 目 次 ◇ 規 則

- 愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則……………（人事課） …… 1
- 愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則……………（ " ） ……13
- 組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則……………（ " ） ……14
- 愛媛県会計規則の一部を改正する規則……………（会計課） ……15
- 地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則及び地方公営企業法第15条第1項ただし書きに規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則……………（公営企業管理局総務課） ……17

告 示

- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第5条第1項及び第5項並びに第7条第1項から第3項までの規定による公衆の閲覧に供する方法の一部改正……………（行革分権課行政管理室） ……18
- 農業指導班及び普及指導員の駐在所の名称、位置及び担当区域の決定の一部改正……………（農産園芸課） ……18
- 愛媛県個人情報保護条例第29条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報の一部改正……………（林業政策課） ……19
- 愛媛県土木工事共通仕様書の一部改正……………（土木管理課技術企画室） ……19
- 港湾施設の概要……………（港湾海岸課） ……20
- 県営住宅の家賃の収納事務の委託……………（建築住宅課） ……20
- 道路の区域変更（県道松山港内宮線）……………（中予地方局管理課） ……20

訓 令

- 愛媛県処務細則の一部を改正する訓令……………（人事課） ……20
- 愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令……………（ " ） ……21
- 愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令……………（ " ） ……73
- 愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令……………（ " ） ……88
- 組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令……………（ " ） ……104
- 愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令……………（人事課職員厚生室） ……117
- 愛媛県デジタル総合戦略本部規程……………（デジタルシフト推進課） ……120

教育委員会規則

- 愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則……………（教育総務課） ……124
- 愛媛県県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則……………（高校教育課） ……126

教育委員会訓令

- 愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程等の一部を改正する訓令……………（教育総務課） ……127

人事委員会規則

- 職員の採用及び昇任に関する規則及び公益的法人等への職員派遣等に関する規則の一部を改正する規則……………（人事委員会事務局） ……129
- 職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則等の一部を改正する規則……………（ " ） ……130
- 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則……………（ " ） ……135

公営企業管理規程

- 愛媛県公営企業組織規程及び愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………（公営企業管理局総務課） ……136

公営企業訓令

- 愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部を改正する訓令……………（公営企業管理局総務課） ……138

規 則

○愛媛県規則第56号

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則

愛媛県行政組織規則（昭和55年愛媛県規則第15号）の一部を次のように改正する。

5～52 省略					

備考 1 東予地方局今治土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から3の部まで、4の部2の項 _____、5の部から8の部まで、11の部から37の部まで、39の部、40の部、43の部1の項及び52の部に掲げる事務については「管理課」と、同表9の部及び10の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

2 南予地方局大洲土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から3の部まで、4の部2の項 _____、5の部から8の部まで、11の部から37の部まで、43の部1の項及び52の部1の項に掲げる事務については「事業管理課」と、同表9の部及び10の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

3 省略

	4 浄化槽工事業者及び特例浄化槽工事業者に対する報告徴収及び立入検査に関すること（第33条第2項、第53条第1項第3号、第2項）。	○			
5～52 省略					

備考 1 東予地方局今治土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から3の部まで、4の部2の項(1)から(5)まで、3の項及び4の項、5の部から8の部まで、11の部から37の部まで、39の部、40の部、43の部1の項並びに52の部に掲げる事務については「管理課」と、同表9の部及び10の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

2 南予地方局大洲土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から3の部まで、4の部2の項(1)から(5)まで、3の項及び4の項、5の部から8の部まで、11の部から37の部まで、43の部1の項並びに52の部1の項に掲げる事務については「事業管理課」と、同表9の部及び10の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

3 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第10号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

令和3年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(愛媛県保健所処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県保健所処務規程(昭和26年愛媛県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表(第4条、第8条関係) 所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項					別表(第4条、第8条関係) 所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項				
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	課長				所長	課長
健康増進課	1～3 省略				健康増進課	1～3 省略			
	4 感染症の予防及び感染症	1 感染症に関する情報の収集及び公表に関すること。 (1) 患者等の診断の届出の受理 (第12条第1項 _____、第	○			4 感染症の予防及び感染症	1 感染症に関する情報の収集及び公表に関すること。 (1) 患者等の診断の届出の受理 (第12条第1項、第4項、第	○	

の患者 に対す る医療 に関す る法律 (平成 10年法 律 第 114号) の施行 に関す る事務	6 項、第 8 項、第13条第 1 項、 <u>第 7 項</u>)			の患者 に対す る医療 に関す る法律 (平成 10年法 律 第 114号) の施行 に関す る事務	6 項_____、第13条第 1 項、 <u>第 5 項</u>)		
	(2) 省略				(2) 省略		
	(3) 指定届出機関及び指定提出機関の指定の辞退の申出の受理 (<u>第14条第 5 項、第14条の 2 第 7 項</u>)	○			(3) 指定届出機関及び指定提出機関の指定の辞退の申出の受理 (<u>第14条第 4 項、第14条の 2 第 6 項</u>)		
	(4) 検体等の検査の実施 (<u>第14条の 2 第 3 項、第15条第 5 項、第16条の 3 第 7 項、第26条の 3 第 5 項、第26条の 4 第 5 項、第44条の 7 第 5 項、第50条第 2 項、第 3 項</u>)	○			(4) 検体等の検査の実施 (<u>第14条の 2 第 3 項、第15条第 4 項、第16条の 3 第 7 項、第26条の 3 第 5 項、第26条の 4 第 5 項、第44条の 7 第 5 項、第50条第 2 項、第 3 項</u>)	○	
	(5) 質問及び調査の実施 (<u>第15条第 1 項、第3項、第 8 項、第15条の 2 第 1 項、第15条の 3 第 2 項</u>)	○			(5) 質問及び調査の実施 (<u>第15条第 1 項、第3項_____、第15条の 2 第 1 項、第15条の 3 第 2 項</u>)	○	
	(6) 省略				(6) 省略		
	2～6 省略				2～6 省略		
	7 消毒その他の措置に関すること。				7 消毒その他の措置に関すること。		
	(1) 検体等の提出命令 (<u>第26条の 3 第 1 項、第50条第 1 項</u>)	○			(1) 検体等の提出命令 (<u>第26条の 3 第 1 項_____</u>)	○	
	(2) 検体等の収去 (<u>第26条の 3 第 3 項、第50条第 1 項</u>)	○			(2) 検体等の収去 (<u>第26条の 3 第 3 項_____</u>)	○	
	(3) 検体の提出等の命令 (<u>第26条の 4 第 1 項、第50条第 1 項</u>)	○			(3) 検体の提出等の命令 (<u>第26条の 4 第 1 項_____</u>)	○	
	(4) 検体の採取 (<u>第26条の 4 第 3 項、第50条第 1 項</u>)	○			(4) 検体の採取 (<u>第26条の 4 第 3 項_____</u>)	○	
	(5)～(11) 省略				(5)～(11) 省略		
	(12) 措置を実施する旨の通知等 (<u>第36条第 1 項、第44条の 4 第 1 項、第50条第 5 項</u>)	○			(12) 措置を実施する旨の通知等 (<u>第36条第 1 項、第44条の 4 第 1 項、第50条第 1 項</u>)	○	
	(13) 建物への立入制限等の措置の実施に係る掲示 (<u>第36条第 4 項、第44条の 4 第 1 項、第50条第 6 項</u>)	○			(13) 建物への立入制限等の措置の実施に係る掲示 (<u>第36条第 3 項、第44条の 4 第 1 項、第50条第 4 項</u>)	○	
	8 省略				8 省略		
	9 新型インフルエンザ等感染症に関すること。				9 新型インフルエンザ等感染症に関すること。		
	(1) 感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対する報告の徴収又は協力の要請 (<u>第44条の 3 第 1 項</u>)	○			(1) 感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対する報告の徴収_____ (<u>第44条の 3 第 1 項</u>)	○	
	(2) 感染症の患者に対する報告の徴収又は協力の要請 (<u>第44条の 3 第 2 項</u>)	○			(2) 報告を求めた者に対する_____協力の要請 (<u>第44条の 3 第 2 項</u>)	○	

	(3)・(4) 省略		
	10 新感染症に関すること。		
	(1)～(8) 省略		
	(9) 感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対する報告の徴収又は協力の要請（第50条の2第1項）	○	
	(10) 感染症の所見がある者に対する報告の徴収又は協力の要請（第50条の2第2項）	○	
	(11)・(12) 省略		
	11 省略		
5～7 省略			

	(3)・(4) 省略		
	10 新感染症に関すること。		
	(1)～(8) 省略		
	(9) 感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対する報告の徴収_____（第50条の2第1項）	○	
	(10) 報告を求めた者に対する_____協力の要請（第50条の2第2項）	○	
	(11)・(12) 省略		
	11 省略		
5～7 省略			

備考 省略

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	課長
環 境 保 全 課	1 省略			
	2 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）の施行に関する事務	1～4 省略		
		5 特定粉じん排出等作業に関すること。 (1) 実施の届出の受理（第18条の17第1項、第2項）	○	
		(2) 計画の変更の命令（第18条の18）	○	
		(3) 作業基準適合命令等（第18条の21）	○	
	6 水銀排出施設に関すること。 (1) 設置の届出の受理（第18条の28第1項、省令第10条の6）	○		
		(2) 使用の届出の受理（第18条の29第1項、省令第10条の6）		○
		(3) 構造等の変更の届出の受理（第18条の30第1項、省令第10条の6）	○	
		(4) 計画の変更又は廃止の命令（第18条の31）	○	
		(5) 改善勧告等（第18条の34第1項）	○	
		(6) 改善命令等（第18条の34第2項）	○	
		(7) 実施の制限期間の短縮の承認（第10条第2項、第18条の36第1項）	○	

備考 省略

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	課長
環 境 保 全 課	1 省略			
	2 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）の施行に関する事務	1～4 省略		
		5 特定粉じん排出等作業に関すること。 (1) 実施の届出の受理（第18条の15第1項、第2項）	○	
		(2) 計画の変更の命令（第18条の16）	○	
		(3) 作業基準適合命令等（第18条の19）	○	
	6 水銀排出施設に関すること。 (1) 設置の届出の受理（第18条の23第1項、省令第10条の6）	○		
		(2) 使用の届出の受理（第18条の24第1項、省令第10条の6）		○
		(3) 構造等の変更の届出の受理（第18条の25第1項、省令第10条の6）	○	
		(4) 計画の変更又は廃止の命令（第18条の26）	○	
		(5) 改善勧告等（第18条の29第1項）	○	
		(6) 改善命令等（第18条の29第2項）	○	
		(7) 実施の制限期間の短縮の承認（第10条第2項、第18条の31第1項）	○	

3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の施行に関する事務	(8) 氏名等の変更又は使用の廃止の届出の受理（第11条、第18条の36第2項）		○	3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の施行に関する事務	(8) 氏名等の変更又は使用の廃止の届出の受理（第11条、第18条の31第2項）		○
	(9) 地位の承継の届出の受理（第12条第3項、第18条の36第2項）		○		(9) 地位の承継の届出の受理（第12条第3項、第18条の31第2項）		○
	7・8 省略				7・8 省略		
	1～5 省略				1～5 省略		
	6 産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可に関すること。				6 産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可に関すること。		
	(1)・(2) 省略				(1)・(2) 省略		
	(3) 災害時等緊急収集運搬業者の指定（省令第9条第14号、第10条の11第6号）	○			(3) 能力及び実績の基準適合性の認定（省令第9条の2第4項、第10条の9第2項、第10条の12第2項、第10条の22第2項）		○
	(4) 能力及び実績の基準適合性の認定（省令第9条の2第6項、第10条の9第2項、第10条の12第2項、第10条の22第2項）		○		(4) 省略		
	(5) 省略				(5) 省略		
	(6) 省略				(6) 省略		
	(7) 省略				(7) 省略		
	(8) 省略				(8) 省略		
	(9) 省略				(9) 省略		
	(10) 省略				(10) 省略		
	7 産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可に関すること。				7 産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可に関すること。		
(1)・(2) 省略			(1)・(2) 省略				
(3) 災害時等緊急処分業者の指定（省令第10条の3第10号、第10条の15第4号）	○		(3) 能力及び実績の基準適合性の認定（省令第10条の4第3項、第10条の9第3項、第10条の16第2項、第10条の22第3項）		○		
(4) 能力及び実績の基準適合性の認定（省令第10条の4第5項、第10条の9第3項、第10条の16第2項、第10条の22第3項）		○	(4) 省略				
(5) 省略			(5) 省略				
(6) 省略			(6) 省略				
(7) 省略			(7) 省略				
(8) 省略			(8) 省略				
(9) 省略			(9) 省略				
(10) 省略			(9) 省略				

	(11) 省略				(10) 省略		
	(12) 省略				(11) 省略		
	(13) 省略				(12) 省略		
	8～17 省略				8～17 省略		
4～11 省略					4～11 省略		
12 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）の施行に関する事務	1～10 省略				1～10 省略		
	11 <u>高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管場所等の変更の届出の受理（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成13年環境省令第23号。以下この部において「省令」という。）第10条第2項、第11条、第21条、第28条）</u>			○			
	12 <u>事業を承継すべき相続人であることを証する書類の提出要求（省令第25条第2項、第35条第2項）</u>			○			
	13 <u>ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の譲受けの届出の受理（省令第26条第2項、第36条）</u>			○			
13～17 省略					13～17 省略		
備考 省略				備考 省略			

（愛媛県農林水産研究所処務規程の一部改正）

第2条 愛媛県農林水産研究所処務規程（昭和50年愛媛県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（分掌事務）</p> <p>第2条 研究所の部、センター及び所並びに課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>企画戦略部</p> <p>研究企画室</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>研究所と地方局農林水産振興部農業振興課との調整に関すること。</u></p> <p>(3)～(7) 省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p>	<p>（分掌事務）</p> <p>第2条 研究所の部、センター及び所並びに課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>企画戦略部</p> <p>研究企画室</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>研究所と地方局産業経済部産業振興課</u>との調整に関すること。</p> <p>(3)～(7) 省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p>

（愛媛県青少年対策本部規程の一部改正）

第3条 愛媛県青少年対策本部規程（昭和54年愛媛県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第3条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 1 <u>観光スポーツ文化部長</u> 2～5 省略 </div>	別表（第3条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 1 <u>スポーツ・文化部長</u> 2～5 省略 </div>

（愛媛県長寿社会対策本部規程の一部改正）

第4条 愛媛県長寿社会対策本部規程（昭和59年愛媛県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第3条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 1・2 省略 3 <u>観光スポーツ文化部長</u> 4～9 省略 </div>	別表（第3条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 1・2 省略 3 <u>スポーツ・文化部長</u> 4～9 省略 </div>

（愛媛県地方局男女共同参画推進班規程の一部改正）

第5条 愛媛県地方局男女共同参画推進班規程（昭和59年愛媛県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（職制） 第3条 班に班長を置き、 <u>地方局地域産業振興部長</u> の職にある者をもつて充てる。 2 班に副班長を置き、 <u>地方局地域産業振興部総務県民課長</u> の職にある者をもつて充てる。 3 省略 （庶務） 第5条 班の庶務は、 <u>地方局地域産業振興部総務県民課</u> において処理する。 別表（第3条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 1 <u>地方局地域産業振興部総務県民課防災対策室長</u> 2 <u>地方局地域産業振興部地域政策課長</u> 3 <u>地方局地域産業振興部商工観光課長</u> 4 省略 5 省略 6 <u>地方局農林水産振興部農業振興課地域農業育成室長</u> 7 <u>地方局農林水産振興部森林林業課長</u> 8 <u>地方局農林水産振興部水産課長</u> 9・10 省略 11 <u>地方局地域産業振興部支局商工観光室長</u> 12 省略 13 省略 14 <u>地方局農林水産振興部支局地域農業育成室長</u> 15 <u>地方局農林水産振興部支局森林林業課長</u> 16 <u>地方局農林水産振興部支局水産課長</u> 17～19 省略 </div>	（職制） 第3条 班に班長を置き、 <u>地方局総務企画部長</u> の職にある者をもつて充てる。 2 班に副班長を置き、 <u>地方局総務企画部総務県民課長</u> の職にある者をもつて充てる。 3 省略 （庶務） 第5条 班の庶務は、 <u>地方局総務企画部総務県民課</u> において処理する。 別表（第3条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 1 <u>地方局総務企画部総務県民課防災対策室長</u> 2 <u>地方局総務企画部地域政策課長</u> 3 省略 4 省略 5 <u>地方局産業経済部産業振興課商工観光室長</u> 6 <u>地方局産業経済部産業振興課地域農業育成室長</u> 7 <u>地方局産業経済部森林林業課長</u> 8 <u>地方局産業経済部水産課長</u> 9・10 省略 11 省略 12 省略 13 <u>地方局産業経済部支局商工観光室長</u> 14 <u>地方局産業経済部支局地域農業育成室長</u> 15 <u>地方局産業経済部支局森林林業課長</u> 16 <u>地方局産業経済部支局水産課長</u> 17～19 省略 </div>

(愛媛県男女共同参画推進本部規程の一部改正)

第6条 愛媛県男女共同参画推進本部規程(平成2年愛媛県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表1(第3条関係) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 1～3 省略 <u>4 観光スポーツ文化部長</u> 5～12 省略 </div> 別表2(第6条関係) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 1・2 省略 <u>3 観光スポーツ文化部スポーツ局地域スポーツ課長</u> 4～12 省略 </div>	別表1(第3条関係) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 1～3 省略 4 <u>スポーツ・文化部長</u> 5～12 省略 </div> 別表2(第6条関係) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 1・2 省略 3 <u>スポーツ・文化部スポーツ局地域スポーツ課長</u> 4～12 省略 </div>

(愛媛県県民総合相談プラザ及び県民相談プラザ規程の一部改正)

第7条 愛媛県県民総合相談プラザ及び県民相談プラザ規程(平成3年愛媛県訓令第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(設置) 第1条 親切行政を推進するとともに、県民の声を県政に反映させることにより、開かれた県政の推進に資するため、企画振興部政策企画局広報聴取課に県民総合相談プラザを、 <u>地方局地域産業振興部地域政策課</u> 及び支局総務県民室に県民相談プラザを設置する。 (任務) 第2条 県民総合相談プラザは、次に掲げる事務を処理する。 (1)・(2) 省略 (3) 省略 (4) 省略 2 県民相談プラザは、当該地方局管内(支局にあっては、当該支局管内)における前項第1号から <u>第3号</u> までに掲げる事務を処理する。 別表(第4条関係) 1 省略 2 県民相談プラザ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 室長 <u>地方局地域産業振興部地域政策課長</u>及び支局総務県民室長の職にある者 室長補佐 <u>地方局地域産業振興部地域政策課主幹</u>の職にある者(地方局長が指定する者に限る。)及び支局総務県民室地域政策班長の職にある者 室員 <u>地方局地域産業振興部地域政策課地域振興係</u>及び支局総務県民室地域政策係に属する職員 </div>	(設置) 第1条 親切行政を推進するとともに、県民の声を県政に反映させることにより、開かれた県政の推進に資するため、企画振興部政策企画局広報聴取課に県民総合相談プラザを、 <u>地方局総務企画部地域政策課</u> 及び支局総務県民室に県民相談プラザを設置する。 (任務) 第2条 県民総合相談プラザは、次に掲げる事務を処理する。 (1)・(2) 省略 (3) <u>県政広報ビデオライブラリーの運営に関すること。</u> (4) 省略 (5) 省略 2 県民相談プラザは、当該地方局管内(支局にあっては、当該支局管内)における前項第1号から <u>第4号</u> までに掲げる事務を処理する。 別表(第4条関係) 1 省略 2 県民相談プラザ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 室長 <u>地方局総務企画部地域政策課長</u>及び支局総務県民室長の職にある者 室長補佐 <u>地方局総務企画部地域政策課主幹</u>の職にある者(地方局長が指定する者に限る。)及び支局総務県民室地域政策班長の職にある者 室員 <u>地方局総務企画部地域政策課地域振興係</u>及び支局総務県民室地域政策係に属する職員 </div>

(愛媛県地方局県民情報室規程の一部改正)

第8条 愛媛県地方局県民情報室規程(平成5年愛媛県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(地方本部)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 地方本部長は地方局長の職にある者を、副地方本部長は<u>地方局地域産業振興部長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>4～6 省略</p> <p>別表1 (第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～4 省略</p> <p>5 <u>観光スポーツ文化部長</u></p> <p>6～15 省略</p> </div> <p>別表2 (第6条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～5 省略</p> <p>6 <u>観光スポーツ文化部スポーツ局地域スポーツ課長</u></p> <p>7～13 省略</p> <p>14 <u>東予地方局地域産業振興部地域政策課長</u></p> <p>15 <u>中予地方局地域産業振興部地域政策課長</u></p> <p>16 <u>南予地方局地域産業振興部地域政策課長</u></p> </div>	<p>(地方本部)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 地方本部長は地方局長の職にある者を、副地方本部長は<u>地方局総務企画部長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>4～6 省略</p> <p>別表1 (第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～4 省略</p> <p>5 <u>スポーツ・文化部長</u></p> <p>6～15 省略</p> </div> <p>別表2 (第6条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～5 省略</p> <p>6 <u>スポーツ・文化部スポーツ局地域スポーツ課長</u></p> <p>7～13 省略</p> <p>14 <u>東予地方局総務企画部地域政策課長</u></p> <p>15 <u>中予地方局総務企画部地域政策課長</u></p> <p>16 <u>南予地方局総務企画部地域政策課長</u></p> </div>

(愛媛県南予地域活性化特別対策本部規程の一部改正)

第11条 愛媛県南予地域活性化特別対策本部規程(平成18年愛媛県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(幹事会)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 幹事長は、<u>企画振興部政策企画局長</u>の職にある者に知事が命ずる。</p> <p>4 副幹事長は、<u>企画振興部政策企画局地域政策課長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>5～9 省略</p> <p>(事務局)</p> <p>第8条 対策本部の事務を処理するため、<u>企画振興部政策企画局地域政策課</u>に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長を置き、<u>企画振興部政策企画局地域政策課長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>別表1 (第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 省略</p> <p>2 <u>観光スポーツ文化部長</u></p> <p>3～7 省略</p> </div> <p>別表2 (第6条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～3 省略</p> <p>4 <u>観光スポーツ文化部スポーツ局地域スポーツ課長</u></p> <p>5 <u>観光スポーツ文化部観光交流局観光国際課長</u></p> <p>6 省略</p> <p>7～9 省略</p> <p>10 <u>南予地方局地域産業振興部地域政策課長</u></p> </div> <p>別表3 (第7条関係)</p>	<p>(幹事会)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 幹事長は、<u>企画振興部地域振興局長</u>の職にある者に知事が命ずる。</p> <p>4 副幹事長は、<u>企画振興部地域振興局地域政策課長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>5～9 省略</p> <p>(事務局)</p> <p>第8条 対策本部の事務を処理するため、<u>企画振興部地域振興局地域政策課</u>に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長を置き、<u>企画振興部地域振興局地域政策課長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>別表1 (第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 省略</p> <p>2 <u>スポーツ・文化部長</u></p> <p>3～7 省略</p> </div> <p>別表2 (第6条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～3 省略</p> <p>4 <u>スポーツ・文化部スポーツ局地域スポーツ課長</u></p> <p>5 省略</p> <p>6 <u>経済労働部観光交流局観光物産課長</u></p> <p>7～9 省略</p> <p>10 <u>南予地方局総務企画部地域政策課長</u></p> </div> <p>別表3 (第7条関係)</p>

- 1 省略
- 2 南予地方局地域産業振興部長
- 3 南予地方局農林水産振興部長
- 4 省略

別表4（第7条関係）

- 1 南予地方局地域産業振興部地域政策課長
- 2 南予地方局地域産業振興部商工観光課長
- 3 南予地方局農林水産振興部農業振興課長
- 4 南予地方局農林水産振興部農村整備課長
- 5 南予地方局農林水産振興部森林林業課長
- 6 南予地方局農林水産振興部水産課長
- 7～9 省略
- 10 南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室長

- 1 省略
- 2 南予地方局総務企画部長
- 3 南予地方局産業経済部長
- 4 省略

別表4（第7条関係）

- 1 南予地方局総務企画部地域政策課長
- 2 南予地方局産業経済部産業振興課長
- 3 南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室長
- 4 南予地方局産業経済部農村整備課長
- 5 南予地方局産業経済部森林林業課長
- 6 南予地方局産業経済部水産課長
- 7～9 省略
- 10 南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室長

（愛媛県経済成長戦略推進班規程の一部改正）

第12条 愛媛県経済成長戦略推進班規程（平成21年愛媛県訓令第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第3条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 1～4 省略 5 省略 6 <u>経済労働部産業支援局産業人材課長</u> 7 省略 </div>	別表（第3条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 1～4 省略 5 <u>経済労働部産業雇用局労政雇用課産業人材室長</u> 6 省略 7 省略 8 <u>経済労働部観光交流局観光物産課長</u> 9 <u>経済労働部観光交流局国際交流課長</u> </div>

（愛媛県広報広聴推進班規程の一部改正）

第13条 愛媛県広報広聴推進班規程（平成22年愛媛県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第3条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 1～5 省略 6 <u>観光スポーツ文化部スポーツ局地域スポーツ課長</u> 7～14 省略 15 <u>地方局地域産業振興部地域政策課長</u> 16・17 省略 </div>	別表（第3条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 1～5 省略 6 <u>スポーツ・文化部スポーツ局地域スポーツ課長</u> 7～14 省略 15 <u>地方局総務企画部地域政策課長</u> 16・17 省略 </div>

（愛媛県行政改革・地方分権戦略本部規程の一部改正）

第14条 愛媛県行政改革・地方分権戦略本部規程（平成23年愛媛県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表1（第3条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 1～7 省略 8 <u>観光スポーツ文化部長</u> 9～23 省略 </div>	別表1（第3条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 1～7 省略 8 <u>スポーツ・文化部長</u> 9～23 省略 </div>

別表2（第6条関係）

1～3 省略
4 <u>観光スポーツ文化部スポーツ局長</u>
5～10 省略
11 <u>東予地方局地域産業振興部長</u>
12 <u>中予地方局地域産業振興部長</u>
13 <u>南予地方局地域産業振興部長</u>
14～19 省略

別表2（第6条関係）

1～3 省略
4 <u>スポーツ・文化部スポーツ局長</u>
5～10 省略
11 <u>東予地方局総務企画部長</u>
12 <u>中予地方局総務企画部長</u>
13 <u>南予地方局総務企画部長</u>
14～19 省略

（愛媛県特別滞納整理班規程の一部改正）

第15条 愛媛県特別滞納整理班規程（平成24年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>（組織）</p> <p>第3条 班は、別表に掲げる職にある者及び中予地方局地域産業振興部税務管理課納税室の職員（特別滞納整理グループに属する者に限る。）をもって組織する。</p> <p>（職制）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 班に副班長を置き、<u>中予地方局地域産業振興部税務管理課長</u>の職にある班員をもって充てる。</p> <p>（庶務）</p> <p>第6条 班の庶務は、<u>中予地方局地域産業振興部税務管理課</u>において処理する。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <tr><td>1 省略</td></tr> <tr><td>2 <u>中予地方局地域産業振興部税務管理課長</u></td></tr> <tr><td>3 <u>東予地方局地域産業振興部税務管理課長</u></td></tr> <tr><td>4 省略</td></tr> <tr><td>5 <u>南予地方局地域産業振興部税務課長</u></td></tr> <tr><td>6 省略</td></tr> <tr><td>7 <u>中予地方局地域産業振興部税務管理課納税室長</u></td></tr> <tr><td>8 <u>中予地方局地域産業振興部税務管理課納税室滞納処分専門員</u>（中予地方局長が指定するものに限る。）</td></tr> </table>	1 省略	2 <u>中予地方局地域産業振興部税務管理課長</u>	3 <u>東予地方局地域産業振興部税務管理課長</u>	4 省略	5 <u>南予地方局地域産業振興部税務課長</u>	6 省略	7 <u>中予地方局地域産業振興部税務管理課納税室長</u>	8 <u>中予地方局地域産業振興部税務管理課納税室滞納処分専門員</u> （中予地方局長が指定するものに限る。）	<p>（組織）</p> <p>第3条 班は、別表に掲げる職にある者及び中予地方局総務企画部税務管理課納税室の職員（特別滞納整理グループに属する者に限る。）をもって組織する。</p> <p>（職制）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 班に副班長を置き、<u>中予地方局総務企画部税務管理課長</u>の職にある班員をもって充てる。</p> <p>（庶務）</p> <p>第6条 班の庶務は、<u>中予地方局総務企画部税務管理課</u>において処理する。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <tr><td>1 省略</td></tr> <tr><td>2 <u>中予地方局総務企画部税務管理課長</u></td></tr> <tr><td>3 <u>東予地方局総務企画部税務管理課長</u></td></tr> <tr><td>4 省略</td></tr> <tr><td>5 <u>南予地方局総務企画部税務課長</u></td></tr> <tr><td>6 省略</td></tr> <tr><td>7 <u>中予地方局総務企画部税務管理課納税室長</u></td></tr> <tr><td>8 <u>中予地方局総務企画部税務管理課納税室滞納処分専門員</u>（中予地方局長が指定するものに限る。）</td></tr> </table>	1 省略	2 <u>中予地方局総務企画部税務管理課長</u>	3 <u>東予地方局総務企画部税務管理課長</u>	4 省略	5 <u>南予地方局総務企画部税務課長</u>	6 省略	7 <u>中予地方局総務企画部税務管理課納税室長</u>	8 <u>中予地方局総務企画部税務管理課納税室滞納処分専門員</u> （中予地方局長が指定するものに限る。）
1 省略																	
2 <u>中予地方局地域産業振興部税務管理課長</u>																	
3 <u>東予地方局地域産業振興部税務管理課長</u>																	
4 省略																	
5 <u>南予地方局地域産業振興部税務課長</u>																	
6 省略																	
7 <u>中予地方局地域産業振興部税務管理課納税室長</u>																	
8 <u>中予地方局地域産業振興部税務管理課納税室滞納処分専門員</u> （中予地方局長が指定するものに限る。）																	
1 省略																	
2 <u>中予地方局総務企画部税務管理課長</u>																	
3 <u>東予地方局総務企画部税務管理課長</u>																	
4 省略																	
5 <u>南予地方局総務企画部税務課長</u>																	
6 省略																	
7 <u>中予地方局総務企画部税務管理課納税室長</u>																	
8 <u>中予地方局総務企画部税務管理課納税室滞納処分専門員</u> （中予地方局長が指定するものに限る。）																	

（愛のくに えひめ営業本部規程の一部改正）

第16条 愛のくに えひめ営業本部規程（平成24年愛媛県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（任務）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 <u>前項に定めるもののほか、営業本部は、伝統工芸品産業の振興に関することを処理する。</u></p> <p>3 <u>営業本部は、前2項の事項に係る業務を円滑に処理するため必要があるときは、あらかじめ関係部局と調整した上で処理するものとする。</u></p> <p>（営業統括課長、企画主幹及び営業グループ）</p> <p>第6条 省略</p>	<p>（任務）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 営業本部は、<u>前項</u>の事項に係る業務を円滑に処理するため必要があるときは、あらかじめ関係部局と調整した上で処理するものとする。</p> <p>（営業統括課長、企画主幹及び営業グループ）</p> <p>第6条 省略</p>

- 2～5 省略
- 6 営業グループに、企画戦略グループ、すご味グループ及びすごモノグループを置く。
- 7 省略
- 8 営業課長は、すご味係長、すごモノ係長及びスゴ技係長の職にある者をもって充てるほか、観光スポーツ文化部、経済労働部及び農林水産部の職員のうちから知事が命ずる。
- 9 省略
- 10 営業副課長は、観光スポーツ文化部、経済労働部及び農林水産部に所属する職員のうちから、必要に応じて知事が命ずる。

11 省略
(東京営業本部)

第7条 関東地方における機動的かつ効果的な営業活動を展開するため、営業本部に東京営業本部を置く。

2 東京営業本部は、東京本部長、東京副本部長及び東京営業部長をもって組織する。

- 3～5 省略
- 6 東京本部長は、本部長と緊密に連携して第2条の任務を処理するとともに、東京営業本部の事務を統括する。

7・8 省略
(大阪営業本部)

第8条 近畿地方及び中部地方における機動的かつ効果的な営業活動を展開するため、営業本部に大阪営業本部を置く。

2 大阪営業本部は、大阪本部長、大阪営業部長及び名古屋営業課長をもって組織する。

- 3～5 省略
- 6 大阪本部長は、本部長と緊密に連携して第2条の任務を処理するとともに、大阪営業本部の事務を統括する。

7・8 省略
別表(第3条関係)

1	<u>観光スポーツ文化部観光交流局観光国際課長</u>
2	省略
3	省略
4	省略
5	省略
6	省略
7	省略
8	省略
9	省略
10	省略
11	省略
12	省略
13	<u>東予地方局地域産業振興部商工観光課長</u>
14	<u>東予地方局農林水産振興部農業振興課長</u>
15	<u>中予地方局地域産業振興部商工観光課長</u>
16	<u>中予地方局農林水産振興部農業振興課長</u>
17	<u>南予地方局地域産業振興部商工観光課長</u>
18	<u>南予地方局農林水産振興部農業振興課長</u>

- 2～5 省略
- 6 営業グループに_____、すご味グループ及びすごモノグループを置く。
- 7 省略
- 8 営業課長は、すご味係長、すごモノ係長及びスゴ技係長の職にある者をもって充てるほか_____、経済労働部及び農林水産部の職員のうちから知事が命ずる。
- 9 省略
- 10 営業副課長は_____、経済労働部及び農林水産部に所属する職員のうちから、必要に応じて知事が命ずる。

11 省略
(東京本部)

第7条 関東地方における機動的かつ効果的な営業活動を展開するため、営業本部に東京本部を置く。

2 東京本部は、東京本部長、東京副本部長及び東京営業部長をもって組織する。

- 3～5 省略
- 6 東京本部長は、本部長と緊密に連携して第2条の任務を処理するとともに、東京本部の事務を統括する。

7・8 省略
(大阪本部)

第8条 近畿地方及び中部地方における機動的かつ効果的な営業活動を展開するため、営業本部に大阪本部を置く。

2 大阪本部は、大阪本部長、大阪営業部長及び名古屋営業課長をもって組織する。

- 3～5 省略
- 6 大阪本部長は、本部長と緊密に連携して第2条の任務を処理するとともに、大阪本部の事務を統括する。

7・8 省略
別表(第3条関係)

1	省略
2	省略
3	省略
4	省略
5	<u>経済労働部観光交流局観光物産課長</u>
6	<u>経済労働部観光交流局国際交流課長</u>
7	省略
8	省略
9	省略
10	省略
11	省略
12	省略
13	省略
14	<u>東予地方局産業経済部産業振興課長</u>
15	<u>中予地方局産業経済部産業振興課長</u>
16	<u>南予地方局産業経済部産業振興課長</u>

(愛媛県県有財産管理推進本部規程の一部改正)

第17条 愛媛県県有財産管理推進本部規程（平成24年愛媛県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第3条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 1・2 省略 <u>3 観光スポーツ文化部スポーツ局長</u> 4～11 省略 </div>	別表（第3条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 1・2 省略 <u>3 スポーツ・文化部スポーツ局長</u> 4～11 省略 </div>

(愛媛県被災地派遣実施本部規程の一部改正)

第18条 愛媛県被災地派遣実施本部規程（平成30年愛媛県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第3条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 1～3 省略 <u>4 観光スポーツ文化部スポーツ局地域スポーツ課長</u> 5～11 省略 <u>12 東予地方局地域産業振興部総務県民課長</u> <u>13 中予地方局地域産業振興部総務県民課長</u> <u>14 南予地方局地域産業振興部総務県民課長</u> 15・16 省略 </div>	別表（第3条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 1～3 省略 <u>4 スポーツ・文化部スポーツ局地域スポーツ課長</u> 5～11 省略 <u>12 東予地方局総務企画部総務県民課長</u> <u>13 中予地方局総務企画部総務県民課長</u> <u>14 南予地方局総務企画部総務県民課長</u> 15・16 省略 </div>

(愛媛県産業人材対策班規程の一部改正)

第19条 愛媛県産業人材対策班規程（平成31年愛媛県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職制) 第4条 班に班長を置き、 <u>経済労働部産業支援局長</u> の職にある班員をもって充てる。 2 班に副班長を置き、 <u>経済労働部産業支援局産業人材課長</u> の職にある班員をもって充てる。 (庶務) 第6条 班の庶務は、 <u>経済労働部産業支援局産業人材課</u> において処理する。 別表（第3条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 1 <u>経済労働部産業支援局長</u> 2 省略 <u>3 観光スポーツ文化部観光交流局観光国際課長</u> 4 省略 5 省略 6 省略 7 省略 8 <u>経済労働部産業支援局産業人材課長</u> 9～11 省略 </div>	(職制) 第4条 班に班長を置き、 <u>経済労働部産業雇用局長</u> の職にある班員をもって充てる。 2 班に副班長を置き、 <u>経済労働部産業雇用局労政雇用課産業人材室長</u> の職にある班員をもって充てる。 (庶務) 第6条 班の庶務は、 <u>経済労働部産業雇用局労政雇用課産業人材室</u> において処理する。 別表（第3条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 1 <u>経済労働部産業雇用局長</u> 2 省略 3 省略 4 省略 5 省略 6 省略 <u>7 経済労働部産業雇用局労政雇用課産業人材室長</u> <u>8 経済労働部観光交流局国際交流課長</u> 9～11 省略 </div>

(副知事の担当事務に関する規程の一部改正)

第20条 副知事の担当事務に関する規程(令和元年愛媛県訓令第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
1 副知事の担当事務は、次のとおりとする。 (1) 省略 (2) 副知事 田中英樹 ア <u>観光スポーツ文化部観光交流局、県民環境部防災局、経済労働部、農林水産部及び土木部の所掌事務に関すること。</u> イ 省略 (3) 副知事 八矢拓 ア <u>観光スポーツ文化部スポーツ局及び文化局、県民環境部県民生活局及び環境局、保健福祉部並びに出納局の所掌事務並びに公営企業管理局の事務に関すること。</u> イ 省略 2 省略	1 副知事の担当事務は、次のとおりとする。 (1) 省略 (2) 副知事 田中英樹 ア _____ 県民環境部防災局、経済労働部、農林水産部及び土木部の所掌事務に関すること。 イ 省略 (3) 副知事 八矢拓 ア <u>スポーツ・文化部_____、</u> 県民環境部県民生活局及び環境局、保健福祉部並びに出納局の所掌事務並びに公営企業管理局の事務に関すること。 イ 省略 2 省略

(愛媛県気候変動適応センター規程の一部改正)

第21条 愛媛県気候変動適応センター規程(令和2年愛媛県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表(第3条関係) 1・2 省略 3 <u>観光スポーツ文化部スポーツ局地域スポーツ課長</u> 4~19 省略	別表(第3条関係) 1・2 省略 3 <u>スポーツ・文化部スポーツ局地域スポーツ課長</u> 4~19 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第11号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関
労 働 委 員 会 事 務 局

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

愛媛県職員被服等貸与規程(昭和54年愛媛県訓令第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																														
別表第2(第2条、第5条関係) 作業服等の貸与基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸与対象者</th> <th>品目</th> <th>数量</th> <th>着用期間</th> <th>貸与期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~13 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">14 循環型社会推進課に勤務する職員のうち</td> <td>作業服</td> <td>1</td> <td>年間</td> <td>2年</td> <td><u>廃棄物の監視</u></td> </tr> <tr> <td>作業服</td> <td>1</td> <td>夏期</td> <td>2年</td> <td><u>指導業務に従</u></td> </tr> </tbody> </table>	貸与対象者	品目	数量	着用期間	貸与期間	備考	1~13 省略						14 循環型社会推進課に勤務する職員のうち	作業服	1	年間	2年	<u>廃棄物の監視</u>	作業服	1	夏期	2年	<u>指導業務に従</u>	別表第2(第2条、第5条関係) 作業服等の貸与基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸与対象者</th> <th>品目</th> <th>数量</th> <th>着用期間</th> <th>貸与期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~13 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">14 循環型社会推進課に勤務する職員のうち</td> <td>作業服</td> <td>1</td> <td>年間</td> <td>2年</td> <td><u>現地調査を担</u></td> </tr> <tr> <td>作業服</td> <td>1</td> <td>夏期</td> <td>2年</td> <td><u>当するものに</u></td> </tr> </tbody> </table>	貸与対象者	品目	数量	着用期間	貸与期間	備考	1~13 省略						14 循環型社会推進課に勤務する職員のうち	作業服	1	年間	2年	<u>現地調査を担</u>	作業服	1	夏期	2年	<u>当するものに</u>
貸与対象者	品目	数量	着用期間	貸与期間	備考																																										
1~13 省略																																															
14 循環型社会推進課に勤務する職員のうち	作業服	1	年間	2年	<u>廃棄物の監視</u>																																										
	作業服	1	夏期	2年	<u>指導業務に従</u>																																										
貸与対象者	品目	数量	着用期間	貸与期間	備考																																										
1~13 省略																																															
14 循環型社会推進課に勤務する職員のうち	作業服	1	年間	2年	<u>現地調査を担</u>																																										
	作業服	1	夏期	2年	<u>当するものに</u>																																										